

下呂市告示第 84 号

## 市道の供用開始に関する告示

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 18 条第 2 項の規定に基づき、市道を次のように供用開始する。

その関係図面は令和 6 年 3 月 29 日から 2 週間、別表の個所において一般の縦覧に供する。

令和 6 年 3 月 29 日

下呂市長 山 内 登

別 表

縦 覧 個 所	閲 覧 時 間	備 考
下呂市役所 下呂総合庁舎内 建設部 建設総務課	午前 8 時 30 分から午後 5 時まで 但し、土日祭日除く	

記

番 号	路 線 名	起 点 終 点	供用開始の期日
1	中北 1 号線	下呂市萩原町花池字中北 338 番 2 から 下呂市萩原町上村字竹之上 74 番 3 地先まで	令和 6 年 3 月 29 日
2	宮地 1 号線	下呂市宮地字巾 651 番 1 地から 下呂市宮地字岩ヶ谷 1266 番 1 地まで	令和 6 年 3 月 29 日
3	和川 51 号線	下呂市蛇之尾字洞戸 532 番 1 地から 下呂市蛇之尾字洞戸 484 番 5 地まで	令和 6 年 3 月 29 日
4	福来線	下呂市金山町下原町字舟渡上カミ 7 番 4 地先から 下呂市金山町福来字下登尾 1076 番 1 地先まで	令和 6 年 3 月 29 日
5	村栃 1 号線	下呂市萩原町宮田字村栃から 下呂市萩原町宮田字村栃まで	令和 6 年 3 月 29 日